

第 号
令和 年 月 日

税務署長

必要行為継続期間延長通知書

令和 年 月 日付で下記のとおり申請のあった必要行為継続期間の延長については、酒税法第 20 条第 項の規定により、令和 年 月 日付第 号で通知した必要行為の継続指定期間を令和 年 月 日から令和 年 月 日までに改めます。

記

製造場又は販売場の所在地	
製造場又は販売場の名称	
必要行為の継続許可年月日及び番号	令和 年 月 日
必要行為の継続指定期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで の間
延長を必要とする期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで の間
延長を必要とする理由	
申請時における製品及び半製品の数量並びに処分計画	